

# 継続研修の認定単位及び証明書類

## 研修区分のコード番号と認定単位及び証明書類

コード番号	該当事項	認定単位	証明書類	備考
A 1	学会主催の継続研修に参加した者	1回につき 20 単位	参加証のコピー か振込票のコピー	20 単位以上を必修とする。
A 1	学会主催の（特別）研修会・学術集会・地方会に参加した者	1回につき 20 単位	参加証のコピー か振込票のコピー	40 単位以上を必修とする。
A 2	臨床栄養師認定講座に参加した者	1時間につき 20 単位	参加申込書か振込票のコピー	継続研修者の参加が認められるものとする。
A 3	認定講座や継続研修の講義担当者	1時間につき 20 単位	講師等依頼書の コピー	
A 4	学会が主催し履修単位の指定された学術集会等での筆頭発表者及び継続研修の症例発表者（ファシリテーター・コーディネーターを含む）	1回につき 20 単位	学会等のプログラムのコピー （発表者名の記載されたページのみ） 参加証か依頼書の コピー	学術集会、継続研修、研究会での発表を含む。継続研修等に参加した者は発表により単位の加算ができる。
A 5	臨床研修受託施設の監督責任者及び継続研修者（臨床栄養師）	・研修者 1 人につき 20 単位 ・臨床栄養師の受託施設での継続研修は 1 人につき 20 単位	研修実施・修了者名簿か研修履修証明書・依頼書の コピー	臨床研修時間相当の症例検討指導は 1 症例 20 単位とする。
A 6	査読のある学会誌等への自著等（共著を含む）の掲載者	1 原著につき 20 単位	別刷か論文のコピー（著者名の記載された表紙のみ）	当学会誌及び研修委員会に認められた学会誌等を対象とする。
		学術出版物 1 書籍につき 20 単位	学術出版物原本のコピー（著者名の記載された表紙のみ）	
A 7	その他、臨床栄養師研修委員会に認められたもの	1回につき 10 単位	参加証のコピー 支援等を証明する書類のコピー	医療関連学会等が主催する学術集会等に参加した者、支援事業に携わった者等とする。

## 研修内容のコード番号

コード番号	研修内容	備考
B 1	医療・医療保険制度	学会主催の研修等（コード A 1）は、臨床栄養師研修委員会により認定単位と研修内容が指定される。 「継続研修記録 一覧表」には研修内容のコード番号を記入する必要はない。
B 2	コミュニケーション	
B 3	栄養アセスメント・栄養ケア計画（症例検討等）	
B 4	特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品	
B 5	経腸・静脈栄養法	
B 6	栄養教育	
B 7	栄養政策と栄養士活動	
B 8	マネジメント（経営）	
B 9	調査・研究	
B 10	その他 臨床栄養師の資質の涵養に関する項目	